主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告訴訟代理人安藤一二夫の上告理由について。

論旨第一、二点は、憲法違反とはいつているが、その実質は、結局本件仮処分申請の正当であることを強調するだけであつて、原判決の認めた本件仮処分取消の特別事情の存在を否定するに足る主張とは認め難い。論旨第三点は、原審が疏明ありとする本件仮処分取消の特別事情の存在を争うに帰し、民事上告審判特例法にいわゆる重要な主張を含むものとは認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	沢	田	竹治	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎